

回 答 票

令和6年7月1日

公 告 日	令和6年6月14日
件 名	統合型校務支援システム整備業務
質 問 事 項	
<p>1. 仕様書 P.21 4.成果物の詳細設計書について SaaS のご提供においては、所有権の移転ではなく使用権となりますため、技術的なシステム詳細設計書などのご提供はセキュリティや知財の関係から致しておりません。貴県のご要件に合わせて各機能をどのようにご利用いただくか、各機能の項目同士がどのように連動するかなどの情報や、貴県向けに設定するネットワークの情報、可用性を担保する為の構成・ポリシー等をご提供する事は可能となります。このような成果物で要件は満たしますでしょうか。</p> <p>2. テスト運用について 実際にシステムを操作しテスト作業をしていただくのは自治体様、もしくは学校様で宜しいでしょうか。</p>	
回 答	
<p>1. システムの構成要素・データの流れ方・障害発生時の対応など詳細設計書に記載することについては、セキュリティや知財を考慮した上で、受託事業者決定後に協議します。</p> <p>2. システムが要件を満たしているかどうかを確認するためのテストはテスト計画書を作成の上、受託事業者がテストを行ってください。運用テストは、受託事業者が手順書やテストデータを準備した上で発注者と受託事業者が共同で行います。学校現場への負担がないような方法をご提案ください。</p>	